

パブリックコメントの意見の概要及びその対応について

番号	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	1 頁	特定計画として第一種と第二種をどのように分けているのかの記述が必要である。	第一種特定鳥獣保護計画と第二種鳥獣管理計画は法律で規定されていること、また、28 ページで具体的に考え方を記載していますので、「計画制度の詳細は 28 頁参照」を追記しています。
2	2 頁	「全国的に分布が拡大したことが明らかになった」は、誤りである。奥山に棲めなくなってドーナツ化現象を起こしているところも多々ある。	御意見として承ります。
3	2 頁 33 行	「こと」は「こと。」の方が良い。	御意見を踏まえ、修正します。
4	2 頁	四国を除いた全国でのクマ類の分布拡大傾向は明らかになっているが、奥山（コア生息地）での生息状況の変化は必ずしも明らかになっていない。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
5	2 頁	今後の課題として、生物学的な適正個体群と社会的な許容できる個体群の状態のバランスをとるための普及啓発の重要性について検討が必要である。	クマ類に対する知識や対策方法の普及啓発は重要と考えており、御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
6	2 頁 8 行、 11 頁 3～6 行	「分布域が拡大」とあるが、分布域が拡大することと生息数が増加することは別問題であることを表記する必要がある。	分布状況について記載しているものであり、原案のとおりとします。
7	2 頁 15～17 行、 11 頁 7～9 行	絶滅の恐れがある地域は全て禁猟とする必要がある。	御意見として承ります。
8	2 頁 17 行、 12 頁 11 行	2 ページの 17 行目「おそれ」と、12 ページの 11 行目「恐れ」は、字句を統一。	12 ページを「おそれ」に修正します。
9	4 頁	殺処分ではなく、共存を目指した対策を進めるべきである。	御意見として承ります。
10	6～10 頁	個々の被害状況、経緯の調査、その地域の現状の把握をもっと詳しく記載してほしい。それができていない現状で「ガイドライン」を作成するのなら、各年に改訂を考慮する等、その都度しなやかに変更していけるようにしてほしい。	ガイドラインは、都道府県において特定計画の作成及び実施に対して参考となるよう、技術的な支援を行うために作成しているものであり、個々の被害状況等を分析するものではありません。

			せん。御意見は、今後の参考とさせていただきます。
11	6～8 頁	人身被害ではなく、人身事故という言葉に統一してほしい。クマ報道が一切マスコミに出ないように行政がマスコミに指示していると思われる件も問題。	本ガイドラインのほか、クマ類の出没対応マニュアル等でも「人身被害」と表現してきております。後段のご指摘内容が不明なためお答えできません。
12	7 頁 1 行	人身被害の現状について、一般人もハンターも一緒に現状分析せず、クマ類の出没対応マニュアル-改訂版-の P104-105 にあるような、被害者の行動別および事故発生場所別の事故件数や被害者数を引用または当該マニュアルを参照し、それぞれの状況にあった対策につながるように示すことが重要である。	人身被害発生時の被害者の行動及び人身被害の発生場所については、クマ類の出没対応マニュアル-改定版に記載しているところであり、マニュアルを参照するよう追記します。
13	9 頁	捕獲名目の行政言葉がころころ変わるので混乱します。捕獲と捕殺はきちんと使い分けてほしいです。	御意見として承ります。
14	9 頁 3～4 行、16～17 行	数の調整目的での捕獲は禁止すべき。「特定の問題個体の排除」という p. 25 の文言と完全に矛盾する。また、何のためにゾーニングを提唱しているのか分からない。	御意見として承ります。なお、クマ類では個体管理と捕獲上限数に基づく総捕獲数管理により健全な個体群を維持することを示しており、都道府県では必要な捕獲許可に基づき捕獲を実施しています。 ゾーニング管理は人とクマ類が棲み分けを図ることで野生動物との共存を目指すために提唱しています。
15	9 頁 3 行	「以下」は「以下、」の方が適切。	原案のとおりとします。 他の箇所についても「以下」に統一します。
16	9 頁 7 行	7 行目「わなを使用しての捕獲を禁止」しているにも関わらず、錯誤捕獲でクマが捕まっている。さらにそのクマを銃で撃って命を奪っている違法性についても加筆をお願いいたします。密猟の罰則についても加筆をお願いいたします。	密猟等の法律違反に関しては、今回のガイドラインに係るパブリックコメントの対象ではありません。なお、錯誤捕獲の防止については、本ガイドラインに記載しています。
17	9 頁	放獣など捕殺以外の対策の動向も必要ではないか。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

18	9 頁 4～5 行	数の調整目的の捕獲は必要ない。狩猟も、人間の趣味や楽しみのため、生き物の命を奪う事は、非人道的である。	御意見として承ります。なお、クマ類では個体管理と捕獲上限数に基づく総捕獲数管理により健全な個体群を維持することを示しており、都道府県では必要な捕獲許可に基づき捕獲を実施しています。
19	9 頁	そもそも許可捕獲を全国的に禁止にするべきである。個体数調整では人とクマの軋轢回避にも解決にもならないため、捕殺中心から生息地保障と被害防止対策中心の対策へ転換を求める。	御意見として承ります。なお、クマ類では個体管理と捕獲上限数に基づく総捕獲数管理により健全な個体群を維持することを示しており、都道府県では必要な捕獲許可に基づき捕獲を実施しています。
20	9 頁 1 行	クマの生息地が限られる、狭い自然林においてのワナは全面禁止にしてほしい。	御意見として承ります。都道府県によってはくくりわなの架設禁止区域を設定するなどの対応をしています。
21	9 頁 11 行、10 頁 5～6 行	これだけ捕獲すれば生息数は減少するというのが、常識ある人間の判断であろう。生息数が増えているという記述は疑問。	推定個体数の増減については、都道府県が作成する特定計画で示されているものです。
22	11 頁	現状の課題がいろいろとあることはわかりましたが、国民が知りたいのは、各課題に対する国の対策です。	クマ類の分布傾向に関する記載であり、原案のとおりとします。なお、現状の課題への対応については、本ガイドラインに記載しているものとなります。
23	11 頁 7 行	「全国的に市街地等の人間活動域へのクマ類の出没や人身被害の発生」の箇所に、「その背景として、メガソーラーや巨大風力発電事業の森林伐採やナラ枯れによる餌不足のため住処を失って市街地に降りてくる」の加筆が必要。	御意見として承ります。
24	11 頁 17 行	「出来ていない」と、13 ページの 4 行目「できた」とは、どちらかに字句を統一した方が良い。	「できていない」に修正します。
25	11 頁 30～31 行	ゾーニング不適切な運用や評価の事例を列挙するべきである。排除地域という名称は不適切である。共存地域とすべき。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、棲み分けによる共存を提唱しているため、棲み分けのために排除せざるを得ない地域として「排除地域」という名称にしています。

26	11～12 頁	<p>短期間に捕殺を急増させると絶滅の危険が高くなるので、制約をどのようにかけるかという点を明記すべき。5) 生息地の保全に関する課題に「林業で使われていないコア生息地の放置林の自然林への誘導・整備が進んでいないこと、なら枯れによりクマ類の冬ごもり前の食料となる堅果類が広大に死滅し、生息に適した環境が失われている。」を追記すべき。</p>	<p>ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、3) 出没及び軋轢の増加に関する課題に、「2019 (令和元) 年度及び 2020 (令和 2) 年度の許可捕獲による捕殺数はそれ以前と比較して大幅に増加した。」を追記します。</p>
27	12 頁	<p>くくり罠の形状についてはイノシシ管理計画のみならず、クマ管理計画においても具体的言及をするべきである。放獣体制の整備は重要。</p>	<p>くくりわなは、主にニホンジカやイノシシの捕獲を目的に用いられていることから、本ガイドラインではくくりわなの形状については記載していません。</p> <p>なお、本ガイドラインでも、放獣体制を整備することが必要と記載しています。</p>
28	12 頁 10 行	<p>錯誤捕獲の放獣には地域住民の同意は不必要であることを明記すべきである。錯誤捕獲は人家周辺であっても放獣しなければならないことを徹底すべき。</p>	<p>御意見として承ります。なお、地域住民や社会との合意形成は必要と考えます。</p>
29	12～22 頁	<p>個体数の正確な把握は不可能であり、個体数調整の考え方をやめるべき。</p>	<p>御意見として承ります。本ガイドラインでは、個体群管理の必要性を明記しています。</p>
30	13 頁	<p>個体数の維持・回復が達成したに疑問である。同じ手法で調査した場合は数の比較ができるが、全く別の手法で調査した数を見て、生息数が増えていると判断するのは危険だと思う。</p> <p>(1) 基本的な考え方：生息数という数字に、あまりにもこだわりすぎている。クマが奥山生息地で人間に脅かされずに幸せに種を保全して生きているかどうかが一番大切なことです。環境省としては、生息地管理、被害防除対策、個体群管理の順に対応すべき。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
31	13 頁 4 行	<p>1 1 ページの 1 7 行目「出来ていない」と、1 3 ページの 4 行目「できた」とは、どちらかに字句を統一。</p>	<p>11 ページを「できていない」に修正します。</p>

32	13 頁 27～ 28 行	モニタリング等の調査費を廃止し、クマ 出没抑止対策費としてほしい。	本ガイドラインでは、モニタリングの 必要性を指摘しています。御意見とし て承ります。
33	13～14 頁	PDCA については実質上破綻している。こ の現状を直視するべき。	施策を評価し改善を図るという考え 方は重要と考えます。御意見として承 ります。
34	13～16 頁	頻出される「ゾーニング管理」は海外発祥 の「ワイルドライフ・マネジメント」によ るものであり、県をまたいで行き来でき る等、狭い国土の日本には適応しないと 考える。ゾーニングは旧宗主国が植民地 時代に民族を分断させた境界線と同じ考 え方である。	ゾーニング管理は野生動物と棲み分 けを図るための考え方であり、クマ類 の保護管理を進める上では重要と考 えます。
35	13～22 頁	数十年間においてモニタリングがしっか りしていないことが明らかになっている 事実上、頭数が増えているのは不明で、実 際の頭数以上を補殺している可能性があ る。	本ガイドラインでは、モニタリングの 必要性を指摘しています。御意見とし て承ります。
36	14 頁 10 行、30 頁 24 行	14 ページの 10 行目「ごと」と、30 ペ ージの 24 行目「毎」とは、字句を統一。	「ごと」に統一します。
37	15 頁	生態系の乱れによって鹿や猪が増え、そ れを殺す(個体調整)しているが、殺処分 は全く意味がない。生息環境の悪化が顕 著な中で過剰捕獲が止められなければ、 クマの地域的な絶滅を招く危険がある。 近年生じている乱獲・過剰捕獲の抑制は、 クマの個体数を激減させないために不可 欠である。 クマの錯誤捕獲についても、イノシシ、シ カと同じように電柵の助成をするべきで ある。環境省から行政への指導を含め、行 政から住民に対して、殺すのではなく防 除推進と電柵の設置や使い方などを支援 していくべきである。	御意見として承ります。
38	15 頁 29 行	早急に専門家の配置をお願いしたい。	御意見として承ります。 なお、専門家の配置の必要性につい ては記載済みです。

39	17頁、21頁	殺処分の禁止を求める。	御意見として承ります。
40	17 頁 29 行、21 頁 1 行	地域による数の調整は必要ない。必要なのは棲み分けの為の工夫である。	御意見として承ります。なお、棲み分けの必要性については記載済みです。
41	17 頁、24～ 26 頁	クマの出産頭数は1年に1頭から2頭と少ない中、上限割合設定など命のコントロールは倫理上の問題があり、人間主導で数字はいかようにも算出できるので、計算の根拠が曖昧である。	御意見として承ります。
42	17～22 頁	捕獲上限を守ることを、各クマ生息都道府県行政に徹底させるべき。	御意見として承ります。なお、ガイドラインは、都道府県において特定計画の作成及び実施に対して参考となるよう、技術的な支援を行うために作成しているものです。
43	17～22 頁	ベイズ法を用いた生息数を元にしないようにしてほしい。捕獲上限割合は、権限を自治体にもたせずに、環境省が持つようお願いしたい。	御意見として承ります。なお、鳥獣の保護・管理については、都道府県が、国の策定する基本指針に即して鳥獣保護管理事業計画を作成し、必要に応じて、特定計画を作成し、施策を実施するものです。
44	17～22 頁	「生息地保障、生息地の復元」と「被害防除、クマを寄せ付けない集落環境づくり、出没の原因除去」に重点を置き、対策と計画を作成することを要望する。	御意見として承ります。
45	18 頁	個体群水準は何を基準に設定しているか。	資料編に記載しています。
46	20 頁	危急地域個体群では狩猟禁止が抜けている。安定存続地域個体群は狩猟可が抜けているのでは。	緊急地域個体群及び安定存続地域個体群における狩猟の可否については、各都道府県が判断することとしています。
47	20 頁表 II- 2	個体数水準にかかわらず、ガイドラインでは全個体を対象として放獣を推奨するようにも読めるが、安定した個体群における放獣においてはゾーニングに応じた対応を検討するなどの議論の余地がある。放獣か捕殺かの複数の選択肢が示されてもよいのでは。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

48	20 頁	生息数推定値には成獣数の内訳表記を義務付けるべき。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
49	21 頁	人為的死亡数というのはかつての有害駆除数のことか。死亡率がなくて増加率しかないのはおかしい。	本文において、人為的死亡数とは交通事故等による死亡数と記載しています。また、自然増加率とは出生数から死亡数を引いた残りの増加割合であり、脚注に記載しています。
50	21 頁	個体数管理では、被害をくいとめる根本的な対策にはならない。個体数管理をするのではなく、熊が人里に降りてこないよう、森を豊かにする、人里に近づけないようにするなど、共存できる対策をとってください。	御意見として承ります。本ガイドランで示している施策は、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策を複合的に実行することです。
51	24 頁	「誘因物に執着等した特定の問題個体」とあるが、誘因物に引き寄せられるのはクマの本能でありそれらのクマが問題だという認識はおかしい。問題は、このようにクマを誘引させてしまった状況にあるという点を課題としてとらえなければならない。	ここでは、ゾーニング管理による対策に関して記載していることから、原案のとおりとします。なお、御意見の趣旨は個体群管理に関する項目に記載されています。
52	24 頁 10～13 行	人身被害の発生要因を大きく 3 つ記載しているが、最大の要因は出会わないための知識や出会ったときの適切な行動に関する知識が普及されていないことである。この点分かる様に、該当部分を次の様に修正をしてはどうか。 「人身被害の発生では、山菜採りなどでクマの生息地に立ち入る際に遭遇回避や遭遇時の正しい対応方法が普及されていないこと、クマ類の生息地内で不適切な行動(食べ物のゴミを捨てる等)をとることのほか、人間活動域周辺に定着した個体が出没すること、及び、狩猟の際の不注意が原因となっている」	ここでは、ゾーニング管理による対策に関して記載していることから、原案のとおりとします。なお、御意見の趣旨はその他保護・管理のため必要な事項の普及啓発の項目に記載されています。
53	24 頁	ゾーニングによるコアな生息地への人工建造物の禁止	御意見として承ります。
54	25 頁	全国的に放獣体制がほとんど整っていない問題をどうするのか。絵に描いた餅になっている。	御意見として承ります。

55	25 頁	子クマ、親子クマまで捕殺はやめるべき。	御意見として承ります。
56	25 頁	被害が出ていないのに、個体数調整のもとに捕獲するのはやめるべきです。	御意見として承ります。
57	25 頁	荒れた奥山にえさ場を復元すべき。	御意見として承ります。
58	27 頁	実際に何をどうして行くのがよいか、具体例提示すべき。各クマ行政はクマ対策の対応について知らないという部署がほとんど。ぜひ、「兵庫県豊岡市と日本熊森協会による取り組み」の具体例を提示していただきたい。	事例については、巻末に掲載しているところです。御意見は、今後の参考とさせていただきます。
59	27 頁	被害は、個人個人の意識が低いことに由来する場合が殆どなので、老若男女、個人個人への注意喚起、普及啓発が一番重要で効果的だと思います。各事故のあと、状況把握だけでなく、どうすれば防げていたかを検証し、内々で終わらせず、積極的に発表する必要がある。くくり罠は廃止にしていきたい。	御意見として承ります。なお、被害防除に関する普及啓発については、既にガイドラインに記載されています。また、人身事故の再発防止のための状況把握・検証についても既に記載されています。
60	27 頁	各自治体で定期的に講習を行う。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
61	27 頁	具体策や実施事例を積極的に提示し、必要な予算を振り分けて、実施を推進してほしい。実施状況が検証できるよう環境省としても取り組みを把握・公表し、自治体間の共有を図ってほしい。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
62	27 頁	生息地復元や被害対策をメインにした計画にすべき。	特定計画は都道府県が作成し、施策を実施するものです。ガイドラインでは、クマ類の保護・管理の目的を達成するための施策として、「個体群管理」「生息環境管理」「被害防除対策」を複合的に進めることを記載しています。
63	28 頁	改正案のタイトルを「特定鳥獣保護・共存共生計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定案とする。各項目の「管理」という人間の視点を取りやめ、「共存共生」の文言にする。	御意見として承ります。

64	29 頁	海外では当たり前にされている、傷病個体の保護と野生復帰への取り組みを促進してほしい。冬ごもり期間の狩猟を禁止する、冬ごもり中のクマの捕獲を禁止する、親子熊の捕獲を禁止する、孤児を保護して野生に返すことを希望する。	御意見として承ります。
65	29 頁	特定計画の見直しは毎年行う。	基本指針において、計画期間は原則として3～5年程度と定められています。御意見として承ります。
66	30 頁	生息頭数情報が曖昧で統計学的ではない上、命を人間の勝手に増減をするようなことは倫理と種差別の問題である。	御意見として承ります。
67	31 頁	生息環境の「土地利用」はメガソーラーや巨大風力発電が生息地を壊さないように規制をかけるべき。「餌資源」は秋の堅果類だけではだめ。	御意見として承ります。
68	31 頁 4 行	「クマ類の生息に影響する土地利用状況について現状と変遷を分析する」と記載されていますが、誰が分析するのかを明示して責任の所在を明らかにし年に2回程度、環境省の担当部署に報告する義務を付け加える。「餌資源の状況、森林整備事業の実施状況について収集、分析する」も同じく誰が分析するのかを明示して環境省の担当部署に年2回程度報告する義務を付け加える。	御意見として承ります。なお、特定計画の評価は都道府県が実施するものです。本ガイドラインは、特定計画を作成する都道府県に向けての記述となっています。
69	31 頁 17 行	人身被害状況調査については、67 ページ欄外（※21）に記載のある JBN の事故調査マニュアルを参照する。	ここでは調査する項目を掲げているものであり、原案のとおりとします。
70	32 頁 10 行	問題個体を特定し、排除したところで、熊の出没経路を断ち、出てこれない工夫をしなければ、問題解決にならない。	御意見の趣旨は、生息環境管理及び被害防除対策に関する項目に記載しています。
71	32 頁表Ⅲ-5	人身被害の発生時に収集する情報として、発生原因を明らかにするための「土地利用や考えられる出没要因、誘引物の有無」を追記すべき。	御意見を踏まえ、「・出没要因（土地利用、誘引物の有無等）」を追記します。
72	32 頁 23 行	普及啓発について、住民へのクマ類に関する知識の提供が不可欠。	ここでは、現状について整理すべきことについて記載しています。住民への

			普及啓発は重要であると考えており、別の項目に記載しています。
73	34 頁	森林保全、電気柵の貸出しや設置を行う部署はどこか。環境省は都道府県がそのようなことをしているかどうかチェックして一覧表にしてほしい。	御意見として承ります
74	38 頁	くくり罠の即刻禁止に絶対に取り組むべき。くくり罠は足を失うなど残酷すぎる上、これまでのおびただしい数の各種動物たちの錯誤捕獲を思うと、クマだけの問題ではない。即刻禁止すべき悪魔の罠である。クマの錯誤捕獲については放獣を原則とする。	御意見として承ります。また、クマ類の錯誤捕獲については、原則放獣することとガイドラインに記載しています。
75	38 頁	くくりわなの直径 12cm 規制の徹底とクマの生息地への設置禁止としてほしい。また、箱わなにクマを誘引しない工夫を講じてほしい。少なくとも、ガイドラインの「錯誤捕獲の防止に対する適切な改善措置」が各自治体で講じられるよう環境省として徹底を図ってほしい。	御意見として承ります。
76	38 頁 15 行	個体数にとらわれた管理の方法をするべきではない。特に許可捕獲の中の数の調整に関しては行うべきではない。	御意見として承ります。なお、本ガイドラインでは、「個体群管理」の考えを示し、上限内で捕獲することを推奨しています。
77	39 頁 19 行	錯誤捕獲の実態を把握するために、有害捕獲と錯誤捕獲を分けて記録するようにガイドラインに明記する。錯誤捕獲の実態把握の必要性と、「記録上、錯誤捕獲が有害捕獲に包含されないようにするため、やむを得ず市町村許可で錯誤捕獲を有害捕獲に切り替えた場合は、有害捕獲ではなく【錯誤捕獲による緊急捕殺】として記載する。また県は錯誤捕獲の件数の把握に努める。具体的には、【錯誤捕獲による緊急捕殺】の場合、市町村は県に提出する個体調査票の記録に、捕獲された個体の脚や掌、指などのくくりわなで括られた部分を示した詳細な写真を提出すること」と義務化するように明記する。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

78	40 頁	林野庁は、緑の回廊や保安林などがある脊梁山脈の尾根筋に設置される巨大風車に土地を貸さないよう環境省は林野庁に申し入れるべき。侵入柵設置の予算化と人員確保で犬をつながなくても良い特区づくりをしてみてはどうか。	御意見として承ります。
79	40 頁	全体的に管理の部分がほとんどで、積極的な保護の対策が著しく欠けている。	御意見として承ります。
80	41 頁 14 行	捕殺することにより報酬が支払われるとしたら廃止して下さい。	御意見として承ります。
81	43 頁	クマのコア生息地である山奥に、クマのコア生息地に人が出入りする施設、あるいは畑などがある場合は、そこがクマのコア生息地であることを人に知らせるための啓もう、教育を行なうべきであることを明記する。防除対策をクマの専門家（研究者、NGO、市民団体など）の指導の下に行なうべきことを明記する。	御意見として承ります。なお、クマ類の生息域での被害防止については、本ガイドラインの他の項目やクマ類の出没対応マニュアルに記載しています。
82	43 頁～	ゾーニングの設定を解除して、野生動物の潜み場所になりやすい河畔林や山裾のクマと人が出合いやすいところの草払いをして、事故を起こさない環境作りをする。ゾーニングを設定することで、安易にクマが殺されることが多くなっていると思う。	御意見として承ります。
83	43～56 頁	ゾーニング管理は絵に描いた餅である。	御意見として承ります。
84	43～64 頁	棲み分け（ゾーニング）をすることはとても大切な事だが、それ以前に「コア生息地」にクマが生息できる環境要素が十分に確保できているかという前提条件をクリアしていない地域が多い。堅果類の豊凶だけでなく、夏の小果樹類やその結実にかかわる昆虫の動態なども調査しコア生息地の実態把握と保全に労力を割くべき。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

85	45頁、58頁	ゾーニングは捕獲の基準ではなく、棲み分け対策や生息環境整備の基準に。	ガイドラインでは、クマ類の保護・管理の目的を達成するための施策として、「個体群管理」「生息環境管理」「被害防除対策」を複合的に進めることを記載しており、人間とクマ類の棲み分けを図ることを目的にゾーニング管理の考えを示しています。
86	52頁	出没時の対応方針、追い払い、非捕殺、捕殺が明確化となり、地域理解も得られやすいについて人間の都合で無闇に殺すのはやめてほしい。	御意見として承ります。
87	53頁	捕殺だけに頼らず、大量出没の時こそ、専門家の指導を導入し、より全体的な対策を立てることを強化が必要。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
88	59頁	ヒグマとツキノワグマでは出没原因が異なるため、ヒグマとツキノワグマで原因と対策を分けて書くべき。	ここでは、ヒグマとツキノワグマとの出没原因の違いを説明しているのではなく、一般的にクマ類が市街地等に出没した場合の重大性について記載しているもので、原案のとおりとします。
89	59頁	マスコミへ正しい報道の仕方をご指導してほしい。	出没したクマ類をパニックにさせないための対応については「報道機関を含めた立入規制」に含まれていますが、脚注で追記します。
90	59頁	クマ出没時の対応について、広報や緊急通報システムを活用し、屋内退避を最優先とすべきと考える。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
91	59頁1行	立ち入り禁止区域を設けて欲しい（特に県外からの立ち入り）。	御意見として承ります。
92	59頁20行	マスコミに注意喚起のために情報提供は必要だが、捕物帳みたいにニュース番組でとりあげないようにしてほしい。	御意見として承ります。
93	59頁20行	マスコミなどの報道機関に対する情報提供とありますが、決められた報道機関のみにしてほしい。	御意見として承ります。
94	59～62頁	市中に現れてしまったクマを追いかけてパニックにさせるべきではない。クマを捕りすぎて絶滅させないように、また人間	3) 出没の防止及び出没対応に向けた体制整備の説明において、「クマ類が市街地等へ出没した場合、円滑な出没対応を行うためには、 <u>個体を無用に刺</u>

		本位で自然環境を破壊すべきでなく、生き物すべてが住みやすい世の中を望む。	激したり、対応の妨げとなる可能性がある過剰な追跡等を行う報道機関や個人に対して注意喚起をすることも必要となる。」に修文します。
95	60 頁	補殺ありきの対応を廃止してほしい。	御意見として承ります。なお、本ガイドラインでは、クマ類の保護・管理の目的を達成するための施策として、「個体群管理」「生息環境管理」「被害防除対策」を複合的に進めることを記載しています。
96	61 頁	捕獲に頼らない被害対策の方法を確立させる必要がある。	御意見として承ります。なお、基本指針において特定計画の目標を達成する施策として、「個体群管理」「生息環境管理」「被害防除対策」を掲げており、ガイドラインでもこの3つの対策を複合的に進めることを記載しています。
97	63 頁	意図的に人間を襲うなどの問題度の高いクマとは、過去の人身事故で具体的にこれに該当する案件はどのことを指すのか。	今回引用している「人里に出没するクマ対策の普及啓発及び地域支援事業人身事故情報のとりまとめに関する報告書（日本クマネットワーク、2011）」や「鹿角市におけるツキノワグマによる人身事故調査報告書（日本クマネットワーク、2016）」に人身事故発生事例が掲載されていますので、こちらを参照ください。
98	63 頁	加害個体が必ず悪かどうかという話にしてはならない。加害グマが問題グマと決めつけて対応を考えてはならないことも明記しておく必要がある。加害グマを特定するために「長期にわたって罠をかけ、事件と関係性のないクマまでも連続で捕殺してしまうことは避けるべき」と明記する必要がある。	御意見として承ります。なお、個体管理（問題個体管理）の項目に、問題個体が発生する要因について記載しています。
99	67 頁 9～13 行	まずは鳥獣保護区等の設定・拡大によりコア生息地を拡大させ、出沒抑制に向けた対策の強化や人への普及啓発を実施することにより、捕殺をできるだけ行わないようにとし、緩衝地帯や防除ライン周	御意見として承ります。なお、「特に大量出沒時の対応による捕獲数の増加が大きな課題となることから、保護管理ユニットの関係行政機関が随時、捕獲数や出沒・目撃等の情報を共有す

		辺において出沒抑制対策の強化(狩猟や許可捕獲による一定の捕獲圧をかけることも含む)を行う事はその次の段階の対策である事を明記してほしい。	るとともに、コア生息地においてクマ類の密度が十分に担保されているかをモニタリングすることが必要である。」と記載しています。
100	67頁9～13行	自然の中で熊が暮らせるように取り組んでいただきたいです。	御意見として承ります。
101	70頁	クマの体に耐えがたい異物をつけるなど、クマに負担をかける調査方法を禁止すべき。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
102	73頁1行	生息動向の正確さに疑問を感じるためこれに、重きを置くことの危険を感じる。	御意見として承ります。
103	74頁	問題個体の捕獲を目的に罠を設置しても、冤罪で殺すことは多いと思ため、問題個体を特定して捕獲することが困難であれば、被害防除に重点を置くのが良く、捕殺は必要ない。	御意見として承ります。なお、本ガイドラインでは、クマ類の保護・管理の目的を達成するための施策として、「個体群管理」「生息環境管理」「被害防除対策」を複合的に進めることを記載しています。
104	74頁12行	問題個体と言われる熊がどうしてそのような行動を取ったのか、具体的に市民に示す取り組みを環境省主体でして欲しい。	御意見として承ります。
105	全体	なぜ熊の分布が増えたのか、なぜ出沒状況が増えるのか。これは頭数が増えたといコールで考えることは熊の出産回数や日本の山での環境をみても全くおかしい。山の状況など、根本的な理由を、専門家を選び好みせずに様々な視点から調査し、意見交換すべきである。人身事故やクマ剥ぎについても同じく、根本的な理由を探るべきである。	御意見として承ります。
106	全体	野鳥やクマは人間よりも先住民族である事を忘れないでほしい。	御意見として承ります。

107	全体	「クマ類の分布域が市街地など人間の生活圏に隣接する地域も多く、人間の生活圏にクマ類が侵入する状況にもつながっている。」と人間側の都合(捕殺の必要性)が説かれているが、一方で「環境省レッドリストの掲載」で保護の必要性も説かれており、立ち位置が中途半端である。熊には言葉が通じないのだから棲み分けなんてできない。であるから人間側が譲歩(生息地から遠くに引っ越し)すればいいのである。調査を念入りにして適切な場所を市街地にすべきであって熊を人間のわがままで捕殺すべきではない。	御意見として承ります。なお、本ガイドラインでは、クマ類の保護・管理の目的を達成するための施策として、「個体群管理」「生息環境管理」「被害防除対策」を複合的に進めることを記載しており、人間とクマ類の棲み分けを図ることを目的にゾーニング管理の考えを示しています。
108	全体	大量捕殺は無用の殺生。(1) 生息環境管理、(2) 被害防除対策、(3) 個体数管理の順に、施策の重点の置き方を変えるべき。	御意見として承ります。
109	全体	特定動物の個体数コントロールなど不可能。	御意見として承ります。
110	全体	専門員がおらず対策が不十分な自治体を環境省が強力に指導してほしい。	御意見として承ります。
111	全体	パブコメ用文章の簡素化を。一般国民への負担を軽減させるためにも、パブコメ資料は数ページ以下にまとめて提示してほしい。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
112	全体	①近い将来の絶滅が確実視されている四国や富士・丹沢のツキノワグマをはじめ、残りわずかな生息数となっている下北半島や紀伊半島の個体群について、国としてどのような保護政策をとっているのか明確にして、国民に知らせてほしい。②クマの生息を大きく脅かすこの広大な森林破壊問題について環境省の対策がガイドラインには入っているべき。	御意見として承ります。
113	全体	日本の自然を守るには自然を知るあらゆる階層の人たちが、利権なしで平等に意見を出し合えるような検討会が必要である。	御意見として承ります。

114	全体	<p>今までの管理方法では、クマの被害は防げないので、管理方法を見直すのは賛成である。</p> <p>1、殺処分は禁止し、被害対策、生息地復元を主にする。</p> <p>2、環境省は、殺処分が多い自治体を徹底指導する。</p> <p>3、市民レベルの被害対策チームを作り、行政は連携する。</p> <p>4、くくり罠は使用禁止にする。</p> <p>5、ゾーニングはやめる。</p> <p>6、市街地に出た熊は追いかけずに熊には退路を作り、人は屋内退去する。</p>	御意見として承ります。
115	全体	日本の野生動物対応が捕殺一辺倒であることを知りました。他生物の生命も尊重する以前のやさしい日本社会に戻せないのだろうか、胸を痛めている。	御意見として承ります。
116	全体	捕殺の上限が何頭か、生息数が何頭かを考えるよりも、生息地の復元や被害防除対策についてメインに考えてほしい。	御意見として承ります。なお、本ガイドラインでは、クマ類の保護・管理の目的を達成するための施策として、「個体群管理」「生息環境管理」「被害防除対策」を複合的に進めることを記載しています。
117	全体	ページ番号が記入されていない。	記入漏れした頁数を追記しました
118	全体	末尾に参考文献の欄がない。	追記しています。
119	全体	ガイドライン改正前に管理計画改定案を策定し、パブリックコメントまで終了した地域には環境省は是正勧告すべきです。	御意見として承ります。なお、本ガイドラインは、都道府県の特定期間の作成及び実施に対して参考となるよう、技術的な支援を行うために作成しているものです。
120	全体	防除策や生息地復元の記述が極めて少ないように思える。	御意見として承ります。なお、本ガイドラインでは、クマ類の保護・管理の目的を達成するための施策として、「個体群管理」「生息環境管理」「被害防除対策」を複合的に進めることを記載しています。

121	全体	評価できる点は、錯誤捕獲と放獣について記述したこと、生息数推定方法から兵庫県等で使用されている「階層ベイズ法」を削除したことである。	御意見として承ります。なお、P. 71に「ハーベストベースドモデルによる推定」を記載しています。
122	全体	野生動物の数を管理するために捕殺するのは、かえって間引いてる状態になる。	御意見として承ります。
123	全体	ガイドラインの改定案には四国以外のクマは個体数の維持や回復が達成できつつあると記載されていますが、日本のクマたちの置かれた状況は楽観できるものではなく大変厳しい状況である。	御意見として承ります。
124	全体	人と大型野生動物はどうあるべきか。一番大切なのは棲み分けであり、棲み分けるためには、まず第一に、野生動物たちに生息地を保障する必要があるが全くできていない。	御意見として承ります。なお、本ガイドラインでは、クマ類の保護・管理の目的を達成するための施策として、「個体群管理」「生息環境管理」「被害防除対策」を複合的に進めることを記載しています。
125	全体	(11) その他保護・管理のために必要な事項にもあるように 農村地域だけでなく、近隣の地域都市住民への正しい理解、自然や野生との正しいかわり方が浸透するように願う。	御意見として承ります。
126	全体	クマの命を尊重する対応に変えてほしい。	御意見として承ります。
127	全体	森を、自然を、昔のように戻してください。ハイテクはいりません。	御意見として承ります。
128	全体	検討会のメンバーを公募すること。	御意見として承ります。
129	全体	無用な捕殺の抑止とクマと人との軋轢の捕殺によらない解決が進むように、ガイドラインの作成・運用を希望する。	御意見として承ります。
130	全体	環境省のガイドライン改定の中には、以下の項目を盛り込んで頂く様に要望する。 1：クマの正確な個体数調査の為に、現行よりも正確な科学的手法を取り入れどのような調査チーム体制が組まれるかの明記。 2：個体数調整や駆除という名目の裏で	御意見として承ります。

		<p>行われている違法狩猟の罰則規定。</p> <p>3：各自治体への捕獲では無く共存へ向けた具体的な取り組み案の明記。</p> <p>4：人身被害を防ぐためにクマという動物の特性を周知させるための自治体への努力への呼びかけ。</p>	
131	全体	<p>以下の理由により、クマ類に関する特定鳥獣保護・管理そのものに対する違和感がある。</p> <p>1) 大型哺乳類であるクマ類はそもそも繁殖力が弱く管理という名の駆除はしない方がよい</p> <p>2) 頭数を定量化するための信頼性のある手法が無い状況で、正しい管理は出来ない。</p> <p>3) ツキノワグマに関しては遺伝的に地域差があり、遺伝資源の保持の点でも管理は困難。遺伝子別に頭数の定量化を行うのは至難の業である。</p> <p>4) ツキノワグマは草食型の雑食性であり、狩りもしない動物を固定観念で恐ろしい動物と見なした上で管理する部分に違和感がある。</p> <p>5) 猟友会の知人からも山に入っても最近クマが減ってしまったとの現場の意見を複数得ている。</p>	御意見として承ります。
132	全体	<p>管理計画というタイトルではなく、「ツキノワグマ（以下クマとする。）と共生するための『クマ被害防止防除計画』にするべき。</p>	御意見として承ります。鳥獣について「管理」とは、鳥獣保護管理法で規定されています。
133	全体	<p>「養蜂、養鶏、養魚の現場での防除対策と細やかな周知について、電気柵や有刺鉄線を張る事でクマがたとえ誘引されて出沒したとしても、防除する事により、クマは痛い思いをするので 2 度と出沒はしない。</p>	御意見として承ります。
134	全体	<p>生物多様性の森を未来永劫つくり続けていくことが望ましい。</p>	御意見として承ります。

135	全体	捕殺や、個体管理ではなく、生息地の保護、クマを生かすことに税金を使ってほしい。	御意見として承ります。
136	全体	捕殺が主な内容で、保護の為のガイドラインになっていない。	御意見として承ります。
137	全体	錯誤捕獲は放獣が原則のはずですが、現在守られていない。法律の強化と、放獣するための体制の整備が急務である。各都道府県に一時保護する施設の設置、獣医師の派遣、住民の理解を得られるよう、啓発活動などをしてほしい。	捕獲の判断は地域個体群の状況に応じて都道府県が行うものです。また、錯誤捕獲であっても、人命に危険がある場合等、やむを得ず放獣できないこともあります。なお、放獣体制の整備についてはガイドラインに記載済みです。
138	全体	特定計画制度が出来て、約20年にわたる管理施策の取り組みにより、山地が荒廃したことで分布域は拡大したものの、個体数の減少に至っていることから、クマ類の保全については全くの失敗であったと評価できる。防除の不足と人間側の知識不足によりクマ類による人身被害が発生していることは遺憾である。近年は、捕獲数及び捕殺数が急増し高い水準で推移する傾向にあり、個体数はより確実に減少している。クマを無差別に駆除すればよいという誤った考えが広がり、国民の間の分裂が大きくなっていることは遺憾。	御意見として承ります。
139	全体	地域住民、その他一般住民、森林所有者、自然保護団体、有識者等が、捕獲状況等を検証・分析し、不法・不要な捕獲を再発させないように首長に勧告できるような委員会の設置を、各自治体に義務づけるようガイドラインに明記してほしい。 多様な意見、正反対の意見であっても、耳を傾け、行政では退所できない部分を誰がどのように補い合えるか、多様な主体との連携・協力を図ることをガイドラインに明記してほしい。	御意見として承ります。